



商工会の ビジネス総合保険制度

事業経営をとりまくさまざまなリスクを総合的に補償します

タフビズ賠償総合保険・タフビズ建設業総合保険



事業経営をとりまくさまざまなリスクに備えていますか？

スケールメリットを生かした割安な保険料水準



施設・設備等の
管理の補償



業務遂行の補償



生産物の補償



各種費用の補償



※スケールメリットによる割引約10%、自動車リスク優良割引10%、優良事業者割引10%を適用した場合

保 険 期 間 加入始期月1日午後4時～翌年同月1日午後4時

加入は毎月受付中！ お申込み月の翌月1日～1年間の保険期間でご加入いただけます

全国商工会連合会

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社



もしも!

貴社が他人の身体・財物にかかわ 高額な損害賠償を求められる可能

高額賠償事例

さまざまな場面に高額賠償の
リスクが潜んでいます



工場建設時の欠陥に起因する事故

工場を建設し引渡した後、強風により建物の屋根がはがれ、飛散。雨水により建物が甚大な被害を受けたほか、屋根材が隣接地に駐車されていた車両5台を損壊した。事故原因調査により、設計通りに工事が行われていなかったことが判明した。

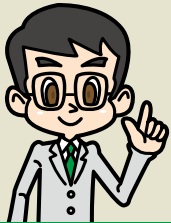
!! 約5,440万円



食料品の原材料による事故

製造・販売した菓子に異味・異臭がするとして消費者からクレームが殺到。菓子メーカーは仕入れた原材料が原因であったとして、原材料を納品したメーカーを訴えた。

!! 約2億7,800万円



事業経営をとりまくさまざまな賠償リスクを 包括して補償します!



おすすめの3つのポイント!

ビジネス総合保険制度なら賠償リスクを包括して補償

- 業務遂行に関連する賠償責任の補償
- 施設・設備等に関連する賠償責任の補償
- 生産物・仕事の結果に関連する賠償責任の補償

まじめる

施設 生産物 請負

- 保険料のスリム化!
- 補償の重複を防ぐことができる!
- 煩雑な契約手続きを一本化!

全国商工会連合会のスケールメリットで割安な保険料水準 (約10%割引)

さらに多様な割引制度を
ご用意!

最大約28%割引

自動車リスク
優良割引
10%

優良事業者
割引
10%

企業経営者の強い味方
「経営セカンドオピニオン」
利用可能!



ベーシックプランで しっかり補償

エコノミープラン



生産物の補償

生産物・仕事の結果に関連
する賠償責任の補償



施設・設備等の 管理の補償

施設・設備等に関連する
賠償責任の補償



業務遂行の 補償

業務遂行に関連する
賠償責任の補償



る事故 (対人・対物事故) を起こした場合、性があります。



マンション設備の不良

マンション天井裏のスプリンクラー設備から漏水し、戸室に水ぬれ被害が発生した。設置業者が繁忙期のため水圧のチェックを怠ったことが原因であるとして、訴えられた。

!! 約7,990万円



食中毒が発生

飲食店で製造・販売した弁当を食べた約300名が、下痢・腹痛などの症状を訴えて入通院した。検査の結果、弁当からO-157が検出された。

!! 約4,500万円



施設の管理に起因する事故

自転車でコンビニエンスストアの店頭を通りかかった通行人が、段ボールの上に放置されていた折り畳みコンテナ(商品搬送用プラスチック製ケース)につまずき転倒。腰部を強打し骨折した。

!! 約2,460万円

エコミー
プラン

ベーシック
プラン

ワイド
プラン

補償の範囲を3つのプランから
選択いただけます。

争訟費用

被害者治療費

初期対応費用

など各種費用も
補償します!

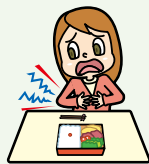
(エコミー・ベーシック・ワイド)

(ベーシック・ワイド)

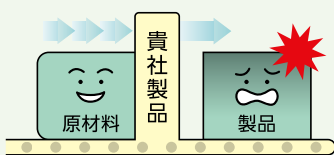
(ベーシック・ワイド)



接続部の欠陥により、製造した電化製品から出火し、燃え移った建物が損傷した。



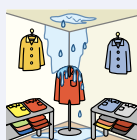
販売した飲食物がもとで、お客さまが食中毒を起こした。



製造した機械を取引先に納品したところ、その機械に欠陥があり、取引先がその機械を使用して加工した製品が損傷した。



店舗の床がぬれていたためお客さまがすべって転び、ケガをした。



配管から水漏れが発生、階下の他人の店舗を汚損した。

自転車で出前中に通行人にぶつかり、ケガをさせた。

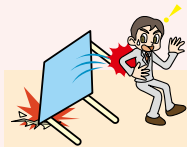


納品中、誤って他人にケガをさせた。

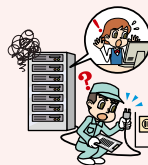


調理場より出火。火災によりお客さまがケガをした。

ワイドプランなら さらに幅広く補償!



研修のため、一時的に借用した会議室の床を破損してしまった。



設備工事の作業時にサーバーの電源を切断、サーバー内のデータを消失してしまった。



お客さまから修理のため郵送されてきた販売品を保管中に、火災で焼失した。



通行人にケガをさせた対応などにより、工事の完成が期日より1か月遅れ、施主から遅延金を請求された。



製造業者の点検者が操作を誤り、製造機を故障させてしまった。修理費が時価額を超えたが、修理費の全額を請求された。

オプション補償



賠償責任の補償

貴社が他人の身体の障害・財物の損壊について法律上の損害負担することによって被る損害(損害賠償金に加え、さまざま)

基本 の補償 | 前ページの補償に加えて、主に次の補償があります。

ベーシックプランでしっかり補償

エコノミープラン

生産物自体の損害補償*

生産物・仕事の目的物自体の損壊(注1)

事例



電化製品が欠陥により出火し、火傷を負った被害者から製造業者が治療費を請求されると共に、電化製品自体の損害賠償も請求された。

国外一時持出・流出生産物危険補償*

生産物が一時的に国外に持ち出されたまたは流出した際に発生した事故(注2)

構内専用車等危険補償

作業場内、施設内における自動車および作業場内における車両に起因する事故(注3)

事例

施設内で社有車を使用中、誤って来客に接触し、ケガをさせた。



従業員所有自動車危険補償

従業員が所有する自動車を業務に伴い使用した際に発生した事故(注3)

事例

業務のために、従業員がマイカーを運転していたところ、運転を誤り民家の壁を壊した。



管理財物損壊補償

作業を行う対象物の損壊

事例

ビルの外壁の一部を補修中、工事対象の壁面の内壁を破損した。



来訪者財物損壊補償*

お客さまから預かった財物(注4)の損壊

事例

レストランでお客さまから預かったコートを紛失した。



人格権侵害補償*

不当な身体の拘束による自由の侵害や名誉毀損、表示行為による名誉毀損やプライバシーの侵害

事例

自社で管理しているエレベーターが故障し、長時間にわたって人が閉じ込められた。自由の侵害として訴えられた。



広告宣伝活動による権利侵害補償*

広告宣伝活動による名誉毀損やプライバシーの侵害、著作権・表題や標語の侵害

事例

テレビで放映した広告宣伝内容が名誉毀損にあたるとして訴えられた。



使用不能損害拡張補償*

他人の財物の損壊を伴わないその財物の使用不能(注5)

事例

製造した産業機械が欠陥により出火、損壊した。納品先施設の損壊はなかったものの、納品先から生産ライン停止による逸失利益について損害賠償請求された。



ブランドイメージ回復費用補償*

ブランドイメージ回復のためのコンサルティング費用

事例

事故により失ったブランドイメージ回復のために、社外の専門家にコンサルティングを依頼し、コンサルティング費用を支払った。



(注1) 対人・対物事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、対物事故は生産物・仕事の目的物のみが損壊した場合を含みません。
(注2) 原因となる事故は日本国外で発生したものに限り、かつ。
(注3) 自動車損害賠償責任保険・自動車保険等で補償されるべき額の超過分のみがお支払対象となります。
(注4) 預かった財物が貨幣や有価証券等の高価品であった場合は、お客さまがその種類と価額を明らかにしてはしっかり告げて施設に預けたのであれば、その損害に対しては責任を負いません。
(注5) 生産物や仕事の結果に起因する事故については、その生産物や仕事の目的物自体に不測かつ突発的な損壊が発生している場合のみ、お支払いの対象となります。



1 法律上の損害賠償責任

故意・過失などによって他人に損害を与えた場合、加害者は被害者に対してその損害を補償しなければなりません。これを法律上の損害賠償責任といいます。主なものに、加害者の不法行為に基づく賠償責任と債務不履行に基づく賠償責任があります。なお、故意による損害は、保険金のお支払いの対象にはなりませんのでご注意ください。

害賠償責任 **1** を
まな費用) を補償します。

ワイドプランならさらに幅広く補償!

借用イベント 施設損壊補償*

借用イベント施設の
損壊

事例

借用した展示会場での
出張販売において、商品
を運ぶ際に誤って施設の
壁を損壊した。



データ損壊復旧 費用補償*

他人のデータ・プログ
ラムの消失・損壊(注6)

事例

電気配線時にお客さまのオ
フィスのパソコン接続を誤り、
パソコン内のデータを消失し
てしまったため、その復旧費
用を負担した。



受託物損壊補償*

業務に伴い管理する
受託物、借用財物、
支給財物の損壊

事例

空調取付業者が、施主
から支給されたエアコ
ンを取付工事中に落
下させてしまい、エア
コンが破損した。



工事遅延損害 補償*

工事が遅延した場合
の遅延規定に基づく
損害賠償金

事例

クレーンが転倒、隣接店舗
に財物損壊が発生。工事
が遅延し、施主に遅延金を
支払った。



対物超過費用 補償*

他人の財物の損壊に
よる復旧費が時価額
を上回る場合の超過
費用

事例

製造業者の点検者が操作
を誤り、製造機を故障させ
た結果、修理費が時価額
を超えたが修理費の全額
を支払った。



各種費用の補償

事故発生の際に適切な対応を行う
ための費用、訴訟・和解・示談など
の対応の費用をお支払いします。

事故発生の際に適切な対応を行うために

損害防止費用 権利保全行使費用(注7)

発生した事故に
よる被害の拡大
防止にかかった
費用等



緊急措置費用(注7)

ケガ人の応急手
当をしたとき等



被害者治療費等補償*(注7)(注8)

被害者の治療費を
負担したとき等



初期対応費用補償*(注7)(注8)

事故現場の後片づ
けをしたとき等



争訟費用(注7)

訴訟にかかった
費用等



協力費用(注7)

当社に協力する
ためにかかった
費用等



訴訟対応費用補償*(注7)(注8)

書類の作成など、訴訟に関する
諸費用等



国外一時業務危険補償

国外出張業務に起因する事故

事例 海外出張で取引先
の社屋を訪問した
際、備品を壊してし
まった。



(注6) 法律上の損害賠償責任が発生しない場合も、お支払いの対象となります。
(注7) 結果として法律上の損害賠償責任が発生しないことが判明した場合でもお支払いします。
(注8) エコノミープランでは補償されません。
*のついた補償は基本契約とは支払限度額 **2** が異なります。詳細はP10をご参照ください。

2 支払限度額

当社が支払う保険金の限度額となります。損害の額が支払限度額を超える場合には、超過分は被保険者の自己負担となりますのでご注意ください。

オプション補償*

事業形態やニーズに応じてさまざまな補償をご用意しています。

*エコノミープランには、リコール費用補償特約、休業損害補償特約(食中毒・特定感

オプション補償(賠償損害) | 特約のセットにあたっては、別に定める特約保険料を払込みいただけます。

サイバーリスク補償特約 **おすすめ!**

「他人の情報の漏えいまたはそのおそれ ③」や「IT事故 ④」「サイバー攻撃」等により負担する賠償損害および費用損害を補償します。

情報漏えい事故等が起こると、その対応のためにさまざまな費用がかかります。



建設業以外^(※1)

建設業

賠償損害

- ①他人の情報の漏えいまたはそのおそれ
- ②コンピュータシステムの所有・使用・管理または電子情報の提供に起因する事故による他人の業務の阻害、他人の電子情報の消失等
- ③サイバー攻撃による対人・対物事故

賠償損害②について、次のいずれかに該当する場合はお支払いの対象となります。ただし、広告、宣伝、販売促進等のために無償で提供されるものは除きます。

- ・貴社以外が使用することを目的としたコンピュータシステムの所有、使用または管理
- ・貴社以外のために開発、作成、構築または販売したコンピュータシステム等
- ・貴社が製造または販売した商品、サービス等に含まれるコンピュータシステム等

費用損害

- ①事故対応費用
- ②事故原因・被害範囲調査費用
- ③広告宣伝活動費用
- ④法律相談費用
- ⑤コンサルティング費用
- ⑥見舞金・見舞品購入費用
- ⑦クレジット情報モニタリング費用
- ⑧公的調査対応費用
- ⑨コンピュータシステム等復旧費用
- ⑩被害拡大防止費用
- ⑪再発防止費用
- ⑫サイバー攻撃調査費用

支払限度額

賠償損害(1請求・保険期間中)	費用損害(1事故・保険期間中)
<input checked="" type="checkbox"/> 3,000万円	1,000万円
<input type="checkbox"/> 5,000万円	2,000万円
<input checked="" type="checkbox"/> 1億円	3,000万円
<input type="checkbox"/> 3億円	3,000万円

上記の4パターンからお選びください。
 ※費用損害の支払限度額は、賠償損害の支払限度額に含まれます。
 ※訴訟対応費用は、賠償損害支払限度額の設定額の範囲内で1,000万円までとなります。
 ※コンピュータシステム等復旧費用、被害拡大防止費用と再発防止費用の合計額、サイバー攻撃調査費用は、費用損害支払限度額の設定額の範囲内でそれぞれ200万円までとなります。

免責金額

なし

縮小支払割合

なし^(注)
 (注)被害拡大防止費用、再発防止費用は90%、サイバー攻撃調査費用は80%の縮小支払割合を適用します。

CASE1

ホームページのお問い合わせフォームに脆弱性があり、サイバー攻撃により、個人情報が出た。お問合わせ被害者対応等に多額のコストを支出した。



CASE2

退職した従業員が、個人情報を持ち出し、第三者に売却した。被害者対応等に多額のコストを支出した。



オプション補償(物損害・費用損害・利益損害) | 特約のセットにあたっては、別に定める

工事物損害補償特約 **おすすめ!**

建設業

建築工事・設備工事・土木工事について、不測かつ突発的な事故(火災、風災、水災等)により、工事の対象物 ⑥ など保険の対象(補償されるもの)について発生した損害を補償します。

※対象工事には1工事の請負契約金額が100億円を超える工事や請負契約が締結されていない工事などを含みません。

保険の対象が、対象工事ごとに下記①～③にある間に補償します。

- ①対象工事の工事現場
- ②対象工事用の現場事務所、宿舍、倉庫その他の工事用仮設建物
- ③工場または資材置場などにおいて陸上輸送用具へ積み込みを開始した時から、通常の輸送過程を経て、工事現場において荷卸し完了するまでの陸上搬送中および荷卸作業中

CASE1

建築中の住宅で火災が発生し全焼した。



CASE2

工事現場内資材置場に保管していた工事用材料が盗まれた。

CASE3

大雨の影響で土砂崩れが発生し、建設中の道路が損壊した。

CASE4

交通事故により、陸上輸送中の工事用材料が破損した。

+ 上記に加えて以下も補償します(主なもの)。

湧水の止水・排水費用補償

湧水の止水・排水に費用がかかった。

工事用仮設備・工事用機械器具補償

工事現場内に置いてあった工事用機械器具が損壊した。

メンテナンス期間中の工事物損害補償

工事請負契約書に従って行う修補作業で補償対象を破損した。

お支払いする保険金

- 損害保険金
- 残存物取片づけ費用保険金
- 臨時費用保険金
- 代替建物賃借費用保険金
- 原状復旧費用保険金

「物価上昇」または「資材等の購入単位の違いによる単価上昇」による復旧費の増加も補償します。
 ※費目ごとの単価は、請負金額の積算単価の130%が限度です。

支払限度額 (1回の回収等・保険期間中)

- 1,000万円
- 2,000万円
- 3,000万円
- 5,000万円
- 1億円

上記のいずれかからお選びください。

CASE1

製造したパソコンの欠陥が原因で使用中に発火し、購入者の住宅が損壊した。被保険者は直ちに製品回収を行った。

支払限度額

	1事故	保険期間中
建築工事・設備工事 ^(注1)	対象工事の請負金額または10億円のいずれか低い額	なし
土木工事 ^(注2)	対象工事の請負金額または1,000万円のいずれか低い額	なし (ただし、工事期間中2,000万円)

(注1)設備工事に付随する土木工事については、1事故1,000万円かつ工事期間中については2,000万円が限度となります。

(注2)建築工事に付随して行われる土木工事を除きます。

免責金額

建築工事・設備工事	①火災・落雷・破裂・爆発	なし
	②盗難	5万円
	③その他の損害	5万円
土木工事	①火災・落雷・破裂・爆発	なし
	②盗難	10万円
	③その他の損害	100万円



3 情報の漏えいまたはそのおそれ

サイバー攻撃、従業員の持ち出し、パソコン等の盗難・紛失、メール・FAXの誤送信などによる他人の情報の漏えいまたはそのおそれが対象となります。情報とはマイナンバーなどの個人情報や企業情報のほか、これらに該当しない住所・氏名・年齢・信用情報・財務情報・クレジットカード番号・ID番号・メールアドレスなどの情報も含まれます。情報の記録媒体や所在地は問いません。

4 IT事故

コンピュータシステムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供による、他人の業務の阻害・電子情報の消失または損壊・人格権侵害または著作権侵害、その他不測かつ突発的な事由による他人の損失をいいます。

染症のみ補償特約セット)を除き、セットはできません。

借入不動産 損壊補償特約

建設業以外^(※1) 建設業

借入不動産⁵が損壊した場合に、貸主に対する損害賠償責任を補償します。

支払限度額

1事故:1,000万円

保険期間中:
基本契約の支払限度額

免責金額

10万円^(注)

CASE

調理場の火が燃え移り、借入店舗を焼失してしまいました。

(注)事故原因が火災、破裂、爆発、給排水設備からの漏水等による水漏れの場合、免責金額を適用しません。



地盤崩壊危険 補償特約

建設業

次のいずれかに起因する損害賠償責任を補償します。

①土地の沈下等の地盤崩壊に起因する土地の工作物等の損壊

②地下水の増減による地盤の崩壊に起因する土地の工作物等の損壊

※補償の対象外となる損害もあります。詳細は別冊の「重要事項のご説明」P13をご確認ください。

支払限度額

(1事故・保険期間中)

1,000万円

免責金額

基本

契約と同額

CASE

土地の掘削工事を行っている際に土砂崩れが起こり、周辺住民の建物が損壊した。

生産物の欠陥等による経済損害補償特約

建設業以外^(※1)

製造・販売業務の遂行に起因して、日本国内で発生した次のいずれかの事由に起因する他人の事業の休止または阻害について、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が負担する損害賠償責任を補償します。

- ①生産物の欠陥
- ②生産物の仕様等で意図された機能、効能、目的または条件を発揮または充足しなかったこと
- ③火災、落雷、破裂・爆発または不測かつ突発的な外来の事由による設備故障等に起因する製造・販売業務の履行不能または履行遅滞

CASE1

納品先のメーカーでの検査の結果、製造部品に欠陥があったことが判明。再作製されるまで納品先の製造ラインを停止したことにより出荷遅延した期間の逸失利益につき、納品先から損害賠償請求された。



CASE2

自社工場の製造装置が火災によって機能停止した。そのため納品が遅れたとして、納品先のメーカーから逸失利益について損害賠償請求された。



お支払いする 保険金

- ①法律上の損害賠償金
- ②争訟費用

支払限度額 (1請求・保険期間中)

1,000万円

2,000万円

3,000万円

上記のいずれかからお選びください。

免責金額

10万円

特約保険料を払込みいただけます。

おすすめ!

建設業以外^(※1)

て、日本国内に存在する生産物により生じた費用を補償します。対れ]によるリコールも補償します。

免責金額

基本契約と同じ^(注)

(注)基本契約で保険金をお支払いする事故が同時に発生した場合でも、本特約固有に免責金額を適用します。

CASE2

製造・販売した食品にアレルギー表示のモレがあることが発覚した。まだ事故の報告はないが、事故が発生するおそれがある製品の回収を行った。



弁護士費用特約(企業総合用)

おすすめ!

建設業以外^(※1)

建設業

- 対人事故または対物事故による被害が発生したことによって、被保険者が損害賠償請求を弁護士等に委任した場合の費用等や弁護士等への法律相談費用を補償します(弁護士費用等保険金)。
- 他人による業務妨害により経済的損害^(注1)が発生した場合の、弁護士等への法律相談費用^(注2)を補償します(法律相談費用保険金)。

(注1)記名被保険者が事業活動において金銭上の損害を被ることだけでなく、金銭上の損害を被るおそれが発生した場合も含まれます。

(注2)書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および日当は法律相談費用から除きます。

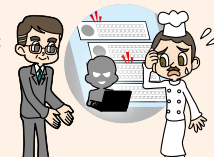
CASE1

リフォーム工事を受注し、完成間近に顧客から仕上がりについてクレームが入った。その要望は受注内容の約2倍の費用がかかるため、適切な工事を行ったことを繰り返し説明したが納得してもらえず、担当者がうつ病になったため、損害賠償請求を弁護士に委任するために費用を支出した。



CASE2

飲食店が提供した料理について根拠のない悪評がSNSに書き込まれ、業務妨害を受けた。被保険者は損害賠償請求に関する相談を弁護士に実施し、法律相談費用を支出した。



■支払限度額と免責金額

下表のとおり、被害の種類ごとに支払限度額が設定されます。

被害の種類	支払限度額		免責金額
	1名	1事故	
対人被害	100万円 (弁護士費用等保険金・ 法律相談費用保険金合算)	300万円 (弁護士費用等保険金・ 法律相談費用保険金合算)	なし
対物被害	—		
経済的被害	—	10万円 (法律相談費用保険金のみ)	
		30万円 (法律相談費用保険金のみ)	

5 借入不動産

被保険者が事務所、店舗、社宅として日本国内において他人から借入する建物または戸室^(いっ)、その建物と同時に借入した^(いっ) 什器・備品を除きます。

6 工事の対象物

新たに建築・設置・取付・交換等を行う「物」そのもの、請負契約書に記載された発注者に引き渡されるべき工事の対象物で請負金額に含まれているものをいいます。したがって、設置作業に伴い、既存の建物の一部(屋根・壁・床・天井等)にも作業を加えるとしても、その屋根・壁・床・天井等は工事の対象物には含まれません。屋根・壁・床・天井等の既存建物部分は、工事の対象物ではなく作業対象物として、基本契約(賠償責任)「管理財物損壊補償」で補償されます。

オプション補償*

☑ 休業損害補償特約

おすすめ!

建設業以外^(※1)

建設業

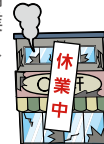
1. 火災や自然災害等による損害

被保険者が占有する事業用物件^(注1)に発生した下記①～⑩の事故による休業損失および営業継続費用⁷を補償します(休業損害保険金、営業継続費用保険金)。(注1)隣接物件、電気・ガスの配線等の敷地外ユーティリティ設備を含みます。

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ① 火災、落雷または破裂・爆発 | ⑥ 建物の外部からの物体の衝突等 |
| ② 風災、雹災または雪災 | ⑦ 盗難 |
| ③ 水ぬれ | ⑧ 水災 |
| ④ 騒擾、労働争議等 | ⑨ 電気的または機械的事故 |
| ⑤ 航空機の墜落、車両の衝突等 | ⑩ ①～⑨以外の不測かつ突発的な事故 |

CASE1

火災により店舗が損壊し、休業せざるを得なくなった。



CASE2

仮店舗を借りての営業再開により、賃貸費用が持ち出しになった。



2. 食中毒・特定感染症による損害

- 被保険者が占有する事業用物件等に発生した食中毒や特定感染症⁸による休業損失および営業継続費用⁷を補償します(休業損害保険金、営業継続費用保険金)。
- 事業用物件等が指定感染症等に汚染され(もしくは汚染された疑いがあり)、保健所等による事業用物件の消毒などの措置がなされ休業損失等が生じた場合の緊急対応費用を補償します(緊急対応費用保険金)。

CASE1

食中毒を発生させてしまい、営業を休止したため、休業損失が発生した。

CASE2

営業施設で特定感染症が発生。保健所による消毒措置を実施し、休業せざるを得なくなったことにより損失が発生した。



お支払いする保険金(休業損害保険金および営業継続費用保険金)

売上減少高 × 補償割合^(注2) + 営業継続費用

(注2)ご契約時に設定いただきます(粗利益率以下)。

事由	保険金名称	支払限度額	免責金額	復旧期間
1. ①～⑩に該当する事故 食中毒 特定感染症 ⁸	休業損害保険金および営業継続費用保険金 休業損害保険金と営業継続費用保険金 ^(注3) の合計	(1事故) 5,000万円 (保険期間中 ^(注4))基本契約の支払限度額	なし	3か月以内
		(1事故・保険期間中 ^(注4)) 1,000万円		3か月以内
		(1事故・保険期間中 ^(注4)) 500万円		14日以内
指定感染症等(特定感染症を除く)	緊急対応費用保険金	(保険期間中) 20万円(定額)	—	—

(注3) 営業継続費用保険金は1事故につき500万円が限度となります。(注4) 合算して保険期間中の支払限度額は基本契約と同額となります。

☑ 休業損害補償特約(食中毒・特定感染症のみ補償特約セット)

建設業以外^(※1)

建設業

2. の食中毒・特定感染症および指定感染症等による損害のみ補償したい場合は、休業損害補償特約に食中毒・特定感染症のみ補償特約をセットします。

事由	保険金名称	支払限度額	免責金額	復旧期間
食中毒 特定感染症 ⁸	休業損害保険金および営業継続費用保険金 休業損害保険金と営業継続費用保険金 ^(注1) の合計	(1事故・保険期間中 ^(注2)) 1,000万円	なし	3か月以内
		(1事故・保険期間中 ^(注2)) 500万円		14日以内
指定感染症等(特定感染症を除く)	緊急対応費用保険金	(保険期間中) 20万円(定額)	—	—

(注1) 営業継続費用保険金は1事故につき500万円が限度となります。(注2) 合算して保険期間中の支払限度額は1,000万円となります。

☑ 休業損害補償特約(食中毒・特定感染症補償対象外特約セット)

建設業以外^(※1)

建設業

1. の火災や自然災害等による損害のみ補償したい場合は、休業損害補償特約に食中毒・特定感染症補償対象外特約をセットします。

事由	保険金名称	支払限度額	免責金額	復旧期間
1. ①～⑩に該当する事故	休業損害保険金および営業継続費用保険金 休業損害保険金と営業継続費用保険金 ^(注) の合計	(1事故) 5,000万円 (保険期間中)基本契約の支払限度額	なし	3か月以内

(注) 営業継続費用保険金は1事故につき500万円が限度となります。

(※1)P9の対象業種を確認してください。



7 営業継続費用

仮店舗・仮事務所の賃借費用や外注により割高となる費用等、営業を継続するために必要な費用をいいます。

8 特定感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、新型コロナウイルス感染症、鳥インフルエンザ、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフスをいいます。

保険料について

割引制度等についてまとめています。ご加入前に必ずご確認ください。

全国商工会連合会のスケールメリットで約10%割引となります。

- 保険料は、「ご加入時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の税込の売上高(建設業は完成工事高・売上高)」に基づいて算出した保険料によりご加入いただけます。
- 確定保険料による契約ですので、保険期間終了後の確定精算は不要です。

新設法人等の取扱いについて

新規事業者等で、最近の会計年度(1年間)の税込売上高が把握できないときは、ご加入時における「事業計画値」等を売上高等とみなして保険料を算出します。この際も確定保険料となりますので、保険期間終了後の確定精算は不要です。



安全管理状況が良好な場合、さらに割引制度をご利用いただけます。

※基本の補償部分については、表示の割引率が適用されない場合があります。



ポイント

自動車リスク優良割引、優良事業者割引の適用範囲について
オプション特約を含めた保険料に適用されます。

リスクが少ないと判断できるケースでは保険料が割安に!

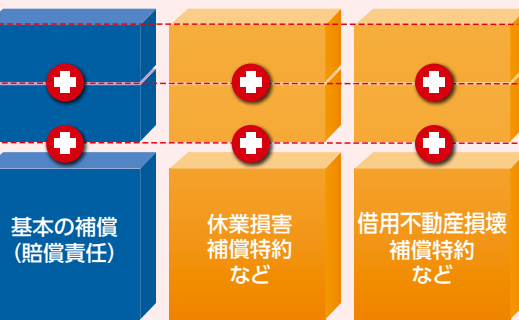


自動車リスク優良割引

10%

優良事業者割引

10%



スケールメリット
約10%
+
各種割引
最大
約28%割引

自動車保険の良好なリスク状況に対して適用される割引



自動車リスク優良割引 10%

フリート契約

記名被保険者の自動車保険がフリート契約で、ビジネス総合保険制度の契約締結日時時点で適用されているフリート契約の優良割引率が20%以上の場合に適用します。

ノンフリート契約

記名被保険者の自動車保険がノンフリート契約^(注1)で、ビジネス総合保険制度の契約締結日時時点の等級^(注2)が全車7等級以上^(注3)の場合に適用します。

ポイント

自動車保険の
保険会社を問いません!

- (注1)ビジネス総合保険制度の契約締結日時時点で資格審査期間中のフリート契約者を含みます。
(注2)自動車保険(ノンフリート契約)が長期契約である場合、「自動車保険が1年契約だった場合の保険契約締結日時時点の等級」とします。
(注3)継続契約または中途更改後の新契約で、直前の契約期間中に新規取得した6等級の車両がある場合、他の全車両が7等級以上のときは、全車7等級以上とし、この割引を適用します。

品質・環境・食品安全管理等の取組みに対して適用される割引

優良事業者割引 10% 割引

契約締結日時時点で、ISO⁹(右記①~③のいずれか)やHACCP¹⁰の認証または中小企業庁「事業継続力強化計画」¹¹の認定を取得していれば、割引を適用します。

契約締結日時時点で、下記いずれかの認証または認定を取得済の企業^(注)

- ①ISO9001 ③ISO22000
②ISO14001 ④HACCP
⑤中小企業庁「事業継続力強化計画」

(注)全事業所・一部事業所を問いません。

9 ISO

電気分野を除く工業分野の国際的な標準である国際規格を策定する国際標準化機構をいい、同機構が策定した国際規格として保険の割引の対象となるのはISO9001(品質マネジメントシステム)、ISO14001(環境マネジメントシステム)、ISO22000(食品安全マネジメントシステム)があります。

10 HACCP

食品の原料の受け入れから製造・出荷までのすべての工程において、あらかじめ危害を予測し、その危害の発生を防止するための重要ポイントを継続的に監視・記録する衛生管理手法をいい、国のHACCP認証といわれる「総合衛生管理製造過程承認制度」による認証のほか、自治体、業界団体、民間などの認証機関によるものがあります。

11 中小企業庁「事業継続力強化計画」

中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。認定を受けた中小企業は、税制優遇や金融支援、補助金の加点などの支援策が受けられます。

ご加入にあたって

ご加入条件についてまとめています。ご加入前に必ずご確認ください。

1. 制度概要

ご加入対象者 (記名被保険者) この保険契約は、商工会会員で、日本国内に所在する法人、個人事業主等の事業者の方が対象となります。団体の構成員でなくなった場合には、代理店・扱者または当社までご連絡ください。

保険契約者 この保険契約は、全国商工会連合会を保険契約者とし、各地商工会の会員事業者を加入者とする団体契約です。

申込締切日	加入始期月前月末日
保険期間(ご契約期間)	加入始期月1日 午後4時～翌年同月1日 午後4時
(第1回目)保険料振替日	加入始期月の翌月27日(注1)(注2)

(注1) 金融機関休業日の場合は翌営業日となります。

(注2) 保険料のほかに加算申込者ごとに制度維持費100円が毎月加算されます。

2. 被保険者(補償の対象となる方)について

この保険の補償を受けられる方は、次のとおりとなります。

基本の補償

被保険者	リスク	施設リスク	業務リスク(注5)	生産物リスク	仕事の結果リスク
①記名被保険者		○	○	○	○
②記名被保険者の使用人(注1)		○	○	○	○
③記名被保険者の役員(記名被保険者が法人である場合)(注1)		○	○	○	○
④記名被保険者の同居の親族(記名被保険者が自然人である場合)(注1)		○	○	○	○
⑤記名被保険者の下請負人ならびにその役員および使用人(注1)		—	○	—	○
⑥発注者(注2)		—	○	—	—
⑦下請製造業者(注3)		—	—	○	—
⑧販売業者(注4)		—	—	○	—

(注1) 記名被保険者の業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限りします。

(注2) 建築主等の発注者をいい、下請業者にとっての元請業者を含みません。

(注3) 記名被保険者の生産物に使用される原料、材料、容器等を日本国内で製造することにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限りします。

(注4) 記名被保険者の保険証券記載の生産物について販売業務を遂行したことにより、法律上の損害賠償責任を負う場合に限りします。

(注5) 従業員所有自動車危険補償については、記名被保険者のみが被保険者となります。

※被保険者間相互の事故も補償の対象となります(交差責任補償)。ただし、サイバーリスク補償等の一部の補償や、被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任は、交差責任補償の対象外です。

オプション補償

記名被保険者のほか、補償内容に応じてその他の方が被保険者となることもあります。

3. 対象業種について

ビジネス総合保険制度は、主業務が製造業、販売業、飲食業、建設業、サービス業*の会員事業者がご加入いただけます。



対象となるサービス業は以下のとおりです。

- 写真館、フォトショップ
- クアハウス、浴場
- ハウスクリーニング業(注1)
- 映画館、劇場
- スポーツ施設提供・運営業、カルチャースクール(スポーツ関連)
- カルチャースクール(スポーツ関連以外)(注2)
- ゴルフ場
- ゴルフ練習場、テニスコート、テニス練習場、バッチングセンター
- 遊技場(ゲームセンター、ボウリング場、ビリヤード場、ダーツ場等)
- 遊園地(有料の施設)
- ビルメンテナンス・清掃業
- 理髪店、美容院
- 不動産仲介業者
- 自動車修理業
- ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業

※サービス業は、エコノミープランでの引受はできません。

(注1) 主に家庭内の清掃を目的とした業務をいい、「ホームヘルパー」「家政婦」「ベビーシッター」を除きます。

(注2) 主として未成年者を対象とし、学習・珠算・書道・外国語・華道・茶道・ピアノ・絵画等の指導をする私的機関は「塾総合保険」をご用意しております(この保険では引受対象とすることはできません)。



主業務が次のような業種等については、それぞれの専用商品により引き受けます。

- 運送業者
- 警備業者
- 介護保険・社会福祉事業者
- LPガス販売業者
- 旅館・ホテル
- 塾
- 消防用設備等保守業者
- 薬局、ドラッグストア

など

4. 売上高等について

ビジネス総合保険制度は年間売上高100億円以下の会員事業者がご加入いただけます。

5.「支払限度額」「免責金額」の設定について

		支払限度額 ^(注1)	1事故免責金額
基本 の補償	基本契約	対人事故・対物事故共通で、1事故につき、 5,000万円 1億円 2億円 3億円 4億円 5億円 6億円 7億円 8億円 9億円 10億円 のいずれかからお選びください。	なし 1万円 3万円 5万円 10万円 30万円 50万円 100万円 より お選びください。
		構内専用車等危険補償、管理財物損壊補償、従業員所有自動車危険補償、 国外一時業務危険補償の1事故支払限度額は、基本契約の賠償責任補償 と同額となります。	基本契約と同じ
	生産物自体の損害補償	1事故・保険期間中1,000万円	基本契約と同じ
	国外一時持出・流出生産物危険補償	1事故・保険期間中1,000万円	基本契約と同じ
	来訪者財物損壊補償	●1名につき10万円かつ1事故100万円 ●保険期間中1,000万円	なし
	人格権侵害補償	1事故・保険期間中1,000万円	基本契約と同じ
	広告宣伝活動による権利侵害補償	1事故・保険期間中1,000万円	基本契約と同じ
	使用不能損害拡張補償	1事故・保険期間中1,000万円	基本契約と同じ
	初期対応費用補償	1事故・保険期間中1,000万円	なし
	訴訟対応費用補償	1事故・保険期間中1,000万円	なし
	ブランドイメージ回復費用補償	1事故・保険期間中1,000万円	なし
	被害者治療費等補償	●被害者1名につき、死亡・後遺障害50万円、入院10万円、通院3万円 ●1事故・保険期間中1,000万円	なし
	受託物損壊補償	1事故・保険期間中1,000万円	基本契約と同じ
	借用イベント施設損壊補償	1事故・保険期間中1,000万円	10万円 ^(注2)
工事遅延損害補償	1事故・保険期間中1,000万円(遅延規定に基づく額が上限)	基本契約と同じ	
データ損壊復旧費用補償	1事故・保険期間中1,000万円	基本契約と同じ	
対物超過費用補償	1事故50万円・保険期間中1,000万円	なし	
オプション補償 ^(注1) ^(注7)	サイバーリスク補償特約	右表の4パターンよりお選びください。 ※費用損害の支払限度額は、賠償損害の 支払限度額に含まれます。 ※訴訟対応費用は、賠償損害支払限度額 の設定額の範囲内で1,000万円までと なります。 ※コンピュータシステム等復旧費用、被害 拡大防止費用と再発防止費用の合計 額、サイバー攻撃調査費用は、費用損害 支払限度額の設定額の範囲内でそれぞれ200万円までとなります。	なし ^(注3)
	生産物の欠陥等による経済損害補償特約	下表の3パターンよりお選びください。 1請求および保険期間中 1,000万円 2,000万円 3,000万円	10万円
	借用不動産損壊補償特約	●1事故1,000万円 ●保険期間中:基本契約の支払限度額	10万円 ^(注2)
	リコール費用補償特約	1回の回収等・保険期間中につき、 1,000万円 2,000万円 3,000万円 5,000万円 1億円 のいずれかからお選びください。	基本契約と 同じ ^(注4)
	地盤崩壊危険補償特約	1事故・保険期間中1,000万円	基本契約と同じ
	工事物損害補償特約	●建築工事・設備工事 ^(注5) ①1事故について:対象工事の請負金額または10億円のいずれか低い額 が限度 ②保険期間中:なし	●建築工事・設備工事 ①火災・落雷・ 破裂・爆発 なし ②盗難 5万円 ③その他の損害 5万円
		●土木工事 ^(注6) ①1事故について:対象工事の請負金額または1,000万円のいずれか低い 額が限度 ②保険期間中:なし(ただし、工事期間中2,000万円が限度)	●土木工事 ①火災・落雷・ 破裂・爆発 なし ②盗難 10万円 ③その他の損害 100万円
	弁護士費用特約(企業総合用)	被害の種類 1名 1事故 保険期間中 対人被害 100万円(弁護士費用等保険金・ 法律相談費用保険金合算) 300万円 (弁護士費用等保険金・法律相談費用保険金合算) 対物被害 — — — 経済的被害 — 10万円 (法律相談費用保険金のみ) 30万円 (法律相談費用保険金のみ)	なし
	休業損害補償特約	事由 保険金名称 支払限度額 火災、自然災害等の事故 休業損害保 険金および 営業継続費 用保険金 休業損害保険 金と営業継続 費用保険金の 合計 (1事故)5,000万円 (保険期間中)基本契約の支払限度額 (1事故・保険期間中)1,000万円 (1事故・保険期間中)500万円 (保険期間中)20万円(定額)	なし

(注1) すべての保険金の合計で、加入者証記載の基本契約の支払限度額(以下「総支払限度額」といいます)を限度とします(工事物損害補償特約は除きます)。オプション補償の支払限度額についても、総支払限度額に含まれます。基本契約の支払限度額を超えて、オプション補償の支払限度額を設定することはできません(工事物損害補償特約は除きます)。

(注2) 事故原因が火災、破裂・爆発、給排水設備からの漏水等による水漏れの場合、免責金額を適用しません。

(注3) 被害拡大防止費用、再発防止費用は90%、サイバー攻撃調査費用は80%の縮小支払割合を適用します。

(注4) 基本契約で保険金をお支払いする事故が同時に発生した場合でも、本特約固有に免責金額を適用します。

(注5) 設備工事に付随する土木工事については、1事故1,000万円かつ工事期間中2,000万円が限度となります。

(注6) 建築工事に付随して行われる土木工事を除きます。

(注7) 対象業種は、P5～7の「オプション補償」を確認してください。

企業経営者の強い味方「経営セカンドオピニオン」がお役に立ちます!

お電話
ください。
“経営の困った”に
スピーディに
対応します。



法律のご相談

税務のご相談

人事労務のご相談

に弁護士・税理士・社会保険労務士が電話でアドバイスします(予約制)。

- ・ご利用時間:平日13~17時(土日・祝日、12/25~1/5を除きます)
- ・サービスをご利用いただける方は保険契約者となります。ただし、保険契約が団体契約等の場合、被保険者も対象となります。なお、保険契約者または被保険者が法人の場合は、その法人の代表者となります。(注)

(注)法人の代表者から委任を受けた担当者の方もご利用いただけます。



- ・このサービスは、日本国内の法律・税務・人事労務に関するご相談が対象となり、海外のご相談は対象となりません。
 - ・サービスのご利用は、保険期間中メニュー(項目)ごとにそれぞれ5回までとなります(予約制)。
 - ・保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
 - ・一般的なお質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。
 - ・既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。
 - ・サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
 - ・サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社にご提供します。
- 上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、代理店・扱者または当社にお問合わせください。

気象情報アラート

建設業のみ

「気象情報アラート」とは気象情報をあらかじめ把握することにより、被害防止・被害軽減対応に活用いただくことが可能となるサービスです。

サービスの
内容

- お客さまが専用サイト上で気象情報(「降水」「風速」「降雪」「雷」などの情報)を、タイムリーかつ高精度に知ることが可能です。
- 設定した数値を超える予報となった場合には、あらかじめ登録したアドレスにアラートメールを配信します。



- ・このサービスをご利用いただける方はビジネス総合保険制度(建設業用)のご加入者とそれらの役員および使用人の方となります。
 - ・このサービスは事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
 - ・このサービスはあいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社にご提供します。
- 上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、代理店・扱者または当社にお問合わせください。

「サイバーリスク補償特約」をセットする契約には以下のサービスを提供します。

事故発生時の専門業者紹介サービス

サイバー攻撃による情報の漏えいが発生した際など、事故原因・被害範囲の調査や事故対応のコンサルティング等の業務の外部委託をご検討されている場合には、貴社からの要請に基づき、経験豊富な専門業者をご紹介します。

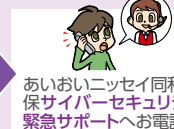
※1 このサービスは、専門業者をご紹介するものであり、専門業者の業務を無料でご提供したり、その実施をお約束するものではありません。貴社と専門業者との間で別途、委託契約等を締結いただく必要があります。 ※2 貴社が専門業者に支払う費用は、この保険でお支払いの対象となる場合に限り、保険金としてお支払いします。

サイバーセキュリティ緊急サポート

軽微なサイバートラブル(注)に関する初期の支援を目的に、専用窓口(フリーダイヤル)による初期アドバイス、リモートサポートによるウイルス駆除やセキュリティ診断等を行います。



従業員の使用するパソコンがマルウェアに感染した!



あいおいニッセイ同和損保サイバーセキュリティ緊急サポートへお電話



経験豊富なスタッフがインターネットを介していつでも復旧対応

(注)サイバートラブルとはサイバー攻撃のおそれ、システムや機器の不具合などのサイバーセキュリティに関連するトラブルをいいます。

※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共にお送りする「普通保険約款・特別約款・特約集」でご確認ください。

あいおいニッセイ同和損保はベルマーク運動に協賛しています。

タフビズ賠償総合保険・
タフビズ建設業総合保険なら
30点!

「すべての子どもに等しく、豊かな環境のなかで教育を受けさせたい」という願いのもと始まったベルマーク運動に、あいおいニッセイ同和損保は協賛会社として参加しています。ベルマークにより、学校に必要な備品・教材などの購入が可能です。また、これらの購入代金の10%が「災害被災校」への援助や、海外の学校設備の充実などに活用されます。



あいおいニッセイ同和損保が協賛しているベルマーク運動は、災害被災校などに、教材や教育設備品の援助を行っています。

<示談にあたって>

タフビズ賠償総合保険・タフビズ建設業総合保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず貴社とご相談のうえ、おすめください。あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。複数のご契約があるお客さまへ(補償が重複する可能性のある特約のご注意)

他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済特約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

●このパンフレットは「ビジネス総合保険制度」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。詳しくは「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。

●タフビズ賠償総合保険・タフビズ建設業総合保険の保険証券、「普通保険約款・特別約款・特約集」は保険契約者(全国商工会連合会)に交付されます。

●「ビジネス総合保険制度」は、タフビズ賠償総合保険・タフビズ建設業総合保険により構成されています。

●タフビズ賠償総合保険は「企業包括特別約款、企業総合賠償特約セット賠償責任保険」のペットネームです。

●タフビズ建設業総合保険は「企業包括特別約款、企業総合賠償特約(建設業用)セット賠償責任保険」のペットネームです。

商工会名

(引)受保険会社

(代理店・扱者)

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

TEL:03-5424-0101(大代表)

https://www.aioinissaydowa.co.jp/

2107205(2021年7月承認)GA21C010344(46-212)